

令和 7 年度外国人材総合支援業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

県内に拠点のある企業、団体および個人事業主（以下「県内事業者」という。）および県内で居住、勤務またはこれらの予定がある外国人（以下「外国人材」という。）向け相談窓口として、「滋賀県外国人材受入サポートセンター（以下「センター」という。）」を設置・運営するとともに、外国人材と県内事業者のマッチングの場の創出や定着長期化に向けた研修の実施等を行い、県として外国人材が活躍しやすい環境づくりを進め、県内の外国人材雇用を促進することで、新たな外国人材雇用および就労への意欲を喚起する好循環創出を図る。

2 業務内容 別添仕様書のとおり

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 スケジュール

令和 7 年 2 月 18 日（火） 公告

令和 7 年 2 月 27 日（木） 参加申込および質問締切り（17 時まで）

令和 7 年 3 月 3 日（月） 質問に対する回答

令和 7 年 3 月 12 日（水） 企画提案書受付締切り（17 時まで）

令和 7 年 3 月 19 日（水） プレゼンテーションによるプロポーザル審査会

5 予定価格

38,323,362 円（消費税および地方消費税を含む）

6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者であること。
営業種目：希望営業種目に「大分類：役務」「中分類：諸サービス」または「大分類：役務」「中分類：その他の役務の提供」が登録されていること。

なお、新たに入札に参加するための資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、本要領に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

7 参加申込

本プロポーザルに参加する者は、令和7年2月27日（木）17時まで（必着）に、参加申込書（様式1）を提出すること。提出先は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課とし、持参または郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

8 質問の受付および回答

- (1) 企画提案書の作成に当たり質問がある場合、令和7年2月27日（木）17時まで（必着）に、質問票（様式2）を提出すること。提出先は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課とし、持参、郵送（簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。）または電子メールにて提出することとし、電子メールで提出する場合、電話により到達の確認をすること。
- (2) 質問に対する回答は、参加申込書提出者全員に対して、令和7年3月3日（月）を目途に、電子メールで回答する。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式3および任意様式による企画提案）

※企画提案書は、1者につき1件とする。

※別添に定める項目に基づき、実施できる業務の内容等をできる限り具体的に提案すること。企画提案の様式は任意とするが、A4版で作成し、片面で20枚以内（両面の場合は10枚以内）とすること。

② 事業費見積書（様式4および任意様式による見積書）

※内訳は任意様式にて作成すること。ただし、A4版とする。

(2) 提出部数 5部（原本1部および写し4部）

(3) その他の書類

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部、企画提案書と同時に提出すること。ただし、①、⑥、⑧は省略できることとする。

- ①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証（滋賀県発行）の写し、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、または同認証通知

(滋賀県発行)の写し

- ②高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ③障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であっても法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ④障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し
- ⑤「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ⑥障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑦「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ⑧女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ⑨「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、i については、審査登録機関の証明書の写しを、i 以外については、認証、登録証の写し
 - i 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ii 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年9月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - iii 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - iv 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(3) 提出方法

持参または郵送(簡易書留等、配達記録が残る方法に限る。)

(4) 提出場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(5) 提出期限 令和7年3月12日(水)17時まで(必着)

(6) その他

- ① 企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。
 - ア 提案に対して不正があったとき
 - イ 提出書類に虚偽の記載があったとき
 - ウ 必要事項が確認できないとき
 - エ 必要事項が記載されていないとき
 - オ その他公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき

- ② 提出された企画提案書について、県から質問し、補足説明を求めることがある。
- ③ 受理後の企画提案書は、加筆、訂正、差し替え等内容変更は一切認めない。

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課が設置するプロポーザル審査会において、以下に定める基準に基づき審査する。審査は、提出された企画提案書の内容および発案者によるプレゼンテーションにより行うこととする。なお、令和7年3月19日（水）に開催する審査会の場所等詳細については、企画提案者に対して別途連絡する。

(2) 審査基準

審査は、次に定める基準に基づき行い、総合的に評価することとする。

番号	評価項目	着 眼 点	評価点
1	整合性	・ 企画内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか	10
2	実現可能性	・ 実施体制は十分か ・ 類似の事業実績の有無	15
3	独創性・具体性	・ 県内事業者および外国人材の相談窓口の設置、運営について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。 ・ センターの新規利用者の開拓に向けた工夫や取組が行われているか。 ・ 外国人材向け求人情報提供について、独自の工夫や取組が行われているか。	15
		・ 県内事業者向け好事例共有セミナーについて独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	6
		・ 留学生向けマッチングイベントについて独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	10
		・ 日本人社員向けビジネスコミュニケーション研修について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	5
		・ 異文化理解研修について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	6
		・ 滋賀県体験・魅力発信プログラムについて独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	6
4	事業間連携・追加	・ 各事業間の連携、関係する機関や施策との連携について工夫され、効果が見込めるか。	10

	取組等	・センターホームページおよび公式 SNS の運用について工夫され、効果が見込めるか。 ・利用者のニーズ、満足度把握について十分な取組が行われているか。 ・その他、業務の目的達成に向けた工夫や取組が行われているか。	
5	経費 見積りの 妥当性	・業務内容に見合った経費が見積もられているか。 ・費用対効果はどうか。 予定価格の 80%未満 …評価点の満点 予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点 予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点 予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点 予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点	10
6	県内 事業者	・県内に本店を有する事業者であるか。	2
合計			95
7	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
8	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1
9	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
10	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
11	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更		1

	新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
加算点		5
総合点		100

(3) 審査結果

審査の結果、総合点が最も高い者を契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は契約予定者とししない。審査結果については、全ての提案者に審査結果（企画提案の採否）を文書により通知する。

(4) 契約締結

上記 (3) により選定した契約予定者と契約内容について協議を行うが、審査会の意見等に基づき、仕様を一部変更する場合がある。万一、協議が不調となった場合は、次点の者を契約予定者とする。

11 注意事項

- (1) 本事業は雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）の採択の状況により、延期または中止する場合がある。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- (3) 提案された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書に必要な事項が記載されていない場合、失格とする場合がある。
- (5) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等はいできない。
- (6) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

12 企画提案書等の提出先および問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとづくり推進室 （担当：田中）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

Tel : 077-528-3767

Mail : fe0004@pref.shiga.lg.jp